

第20回サステナブルファイナンス有識者会議

事務局資料

令和5年12月21日

金融庁

1. 前回のまとめ

（主なご意見）

- 金融機関においては、**組織全体として必要な知識が備わっていること**が実践上重要となる。このため、サステナブルファイナンスの実務を行う担当者のみならず、経営層・企画・営業社員などといった部署・役職の層に着目し、これに応じた知見の整理・プログラム等が有効と考えられる。
- 専門人材だけでなく市場参加者としての一般家計・個人投資家に対する働きかけも重要であり、例えば、**個人に向けた情報発信や理解醸成を促す取組み**も引き続き重要。
- 大学および大学院等でのサステナブルファイナンスのプログラムや**アカデミックな分析・研究の充実化に向けた働きかけ**・支援の仕組み作りが期待される。

2. 市場機能の発揮

サステナブルファイナンスの取組みの全体像（進捗と今後の取組）

2022年7月～2023年6月

2023年7月～12月

開示の充実

有価証券報告書に気候変動対応や人的資本等のサステナビリティ情報の記載欄を新設し、23年3月期より適用開始

サステナビリティ基準委員会(SSBJ)で基準開発。併せて、サステナビリティ情報に関する開示の好事例の収集・公表を検討

国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)における基準開発等の国際的な議論に積極的に参画し、官民連携してわが国のサステナビリティ情報の保証のあり方について、前提となる、開示基準の策定や国内外の動向を踏まえて議論

本日のテーマ

市場機能の発揮

情報・データ
基盤整備

排出量等の企業データの策定を支援し、企業開示データをプラットフォーム等を通じ集約し、分かり易く提供
関係省庁と連携した事業会社との意見交換等を通じ、専門的な気候変動関連の気象データ等の利活用推進に向けた環境を整備

機関投資家

機関投資家が企業の持続可能性の向上に向けた取組みに着目し、受託資産の価値向上を図っていくための課題を把握。各機関投資家の特性も踏まえつつ、機関投資家におけるESG投資等の知見共有、対話の有効性向上に向けて議論

個人の
投資機会

監督指針を改正しESG投信の検証項目を明確化

個人が投資し易いESG投信の拡充や浸透について方策を検討

ESG評価
データ機関

最終化された行動規範への賛同を呼びかけ。「ESG評価機関」について、23年6月末時点の賛同状況を取りまとめ

「ESGデータ提供機関」について、賛同を呼びかけ・取りまとめ各機関の開示状況等を踏まえた実効性確保のあり方を検討

CC市場

カーボンプレジットにかかる金融業法上の整理、市場整備の実証実験等

取引拡大に向けた市場整備・クレジット創出支援を推進

インパクト

インパクト投資等に関する検討会の報告書を公表(6月)報告書で、インパクト投資の「基本的指針」案を提示

基本的指針案に係る多様な関係者との対話と基本的指針の最終化
インパクト投資の「コンソーシアム」を立ち上げ
官民金融機関、様々な企業、地域関係者等と連携した事例創出・共有

金融機関の投融資
リスク管理

シナリオ分析

シナリオ分析のパイロットエクササイズ結果公表(8月)

シナリオ分析の手法・枠組みの継続的な改善

脱炭素

脱炭素等に向けた金融機関等の取組みに関する検討会報告書として、ネットゼロに取り組む金融機関への提言(ガイド)を公表(6月)

トランジション推進の金融機関におけるエンゲージメント強化
本邦の経験を踏まえたトランジションの国際発信・浸透

アジアGX

「アジアGXコンソーシアム」を立ち上げアジアのGXを推進

その他の横断的課題

地域脱炭素

地域金融機関や中堅・中小企業への支援を拡充・浸透

GXに係る地域計画・協議体設置等の支援、地域事業者への補助事業の拡充と地域金融機関等を通じた浸透、財務局等を通じた金融機関同士の連携強化など、地域の面的対応支援・推進

生物多様性

生物多様性について国際的議論も踏まえ、金融への影響や金融の役割について議論

専門人材

「サステナブルファイナンススキルマップ」の公表、
金融機関向け人材育成アンケート

業界団体・民間事業者等による資格・研修等や大学での実践的講義の推進等を通じた、実務的人材の育成
若年層を含む幅広い個人等へサステナブルファイナンスを浸透

サステナブルファイナンスの取組みの全体像（進捗と今後の取組） 抜粋

2022年7月～2023年6月

2023年7月～2024年6月

市場機能の発揮

情報・データ
基盤整備

排出量等の企業データの策定を支援し、企業開示データをプラットフォーム等を通じ集約し、分かり易く提供
関係省庁と連携した事業会社との意見交換等を通じ、専門的な気候変動関連の気象データ等の利活用推進に向けた環境を整備

国際的に「NZDPU」がCOP28でパイロット版を公表。金融庁も23年12月にEDINETタクソノミを更新、Scope1～3の排出量データをXBRL形式で取得可能に。今後、データを集約する民間プラットフォームのデータ品質・利便性向上が重要。

機関投資家

機関投資家が企業の持続可能性の向上に向けた取組みに着目し、受託資産の価値向上を図っていくための課題を把握。各機関投資家の特性も踏まえつつ、機関投資家におけるESG投資等の知見共有、対話の有効性向上に向けて議論

資産運用立国の実現に向けて、アセットオーナーシップの改革を含む施策を23年12月に公表。PRI in Person 2023(10月)において、機関投資家によるPRI署名の方向性を発信し、機関投資家に対して責任投資の重要性を発信。

個人の
投資機会

監督指針を改正しESG投信の検証項目を明確化

個人が投資し易いESG投信の拡充や浸透について方策を検討

23年3月より改正監督指針を適用。商品の拡充と多様な投資家の市場参加を促す対話の場として、23年12月に「サステナビリティ投資商品の充実に向けたダイアログ」を設置。

ESG評価
データ機関

最終化された行動規範への賛同を呼びかけ。「ESG評価機関」について、23年6月末時点の賛同状況を取りまとめ

「ESGデータ提供機関」について、賛同を呼びかけ・取りまとめ各機関の開示状況等を踏まえた実効性確保のあり方を検討

ESG評価機関は、23年11月末時点で21機関が行動規範に賛同。23年12月末時点の賛同状況を取りまとめ予定。ESGデータ提供機関には24年6月までの賛同を呼びかけ、24年6月末時点の賛同状況を公表予定。

CC市場

カーボנקレジットにかかる金融業法上の整理、市場整備の実証実験等

取引拡大に向けた市場整備・クレジット創出支援を推進

23年10月にJPXがカーボン・クレジット市場を開設し、取引所取引が開始。GXリーグにおける排出量取引制度の本格稼働（26年度～）に向けて対応。

インパクト

インパクト投資等に関する検討会の報告書を公表(6月)報告書で、インパクト投資の「基本的指針」案を提示

基本的指針案に係る多様な関係者との対話と基本的指針の最終化
インパクト投資の「コンソーシアム」を立ち上げ
官民金融機関、様々な企業、地域関係者等と連携した事例創出・共有

基本的指針は、24年3月までに最終化予定。コンソーシアムは23年11月に設立発起会合を開催し、参加を呼びかけ。24年5月頃にフォーラムを開催するなど、更なる機運醸成に取り組む。

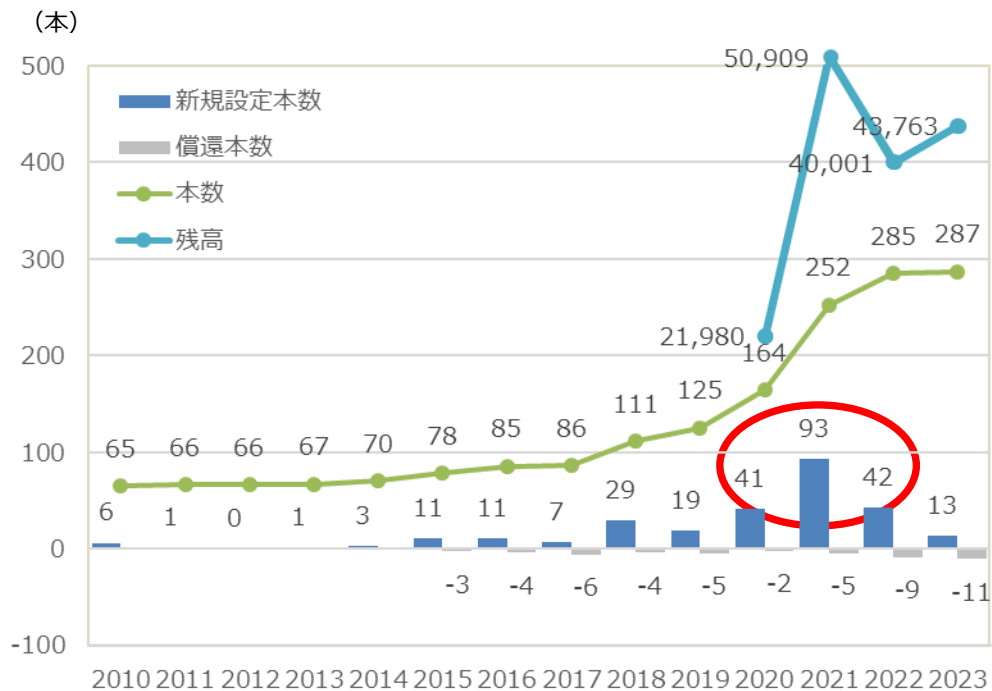
- **取組状況の評価**
- **更なる取組みが期待される事項・分野**
- **取組みを進めるべき主体・タイムライン**

2. 1. 個人の投資機会

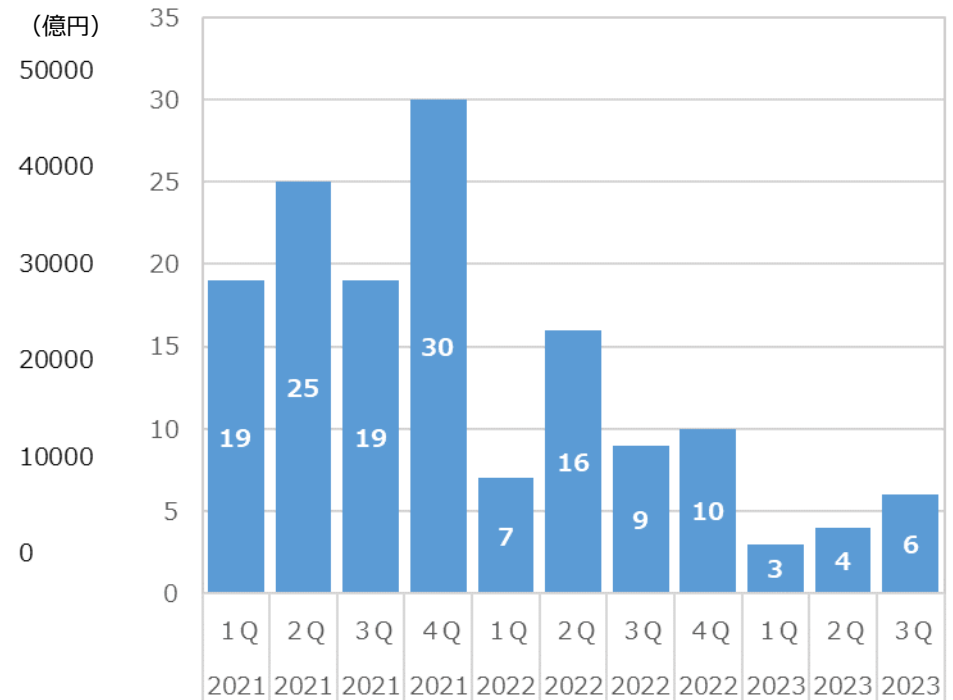
ESG投資信託（国内公募投信）の設定本数

- 国内公募型のESG投信を見ると、2021年をピークに多数の新規設定が行われたが、昨年より新規設定件数は過年度比減少に転じ、償還本数の増加も併せて、全体では、本年は昨年比横ばい程度の設定数となっている。
- ただし、ESG投信等については、欧米・本邦双方で、[ファンド構成やその説明の在り方等につき「グリーンウォッシュ」を含め様々な指摘が見られたところ](#)であり、本邦でも本年3月に監督指針を改正し、欧米でも規制が導入済・又は予定されている等、[規制等を通じた商品組成・販売の適正化の動き・影響も含め、統計については幅をもって見ていく点がある](#)。

国内のESG投信の設定本数推移



国内のESG投信の新規設定本数（四半期別）



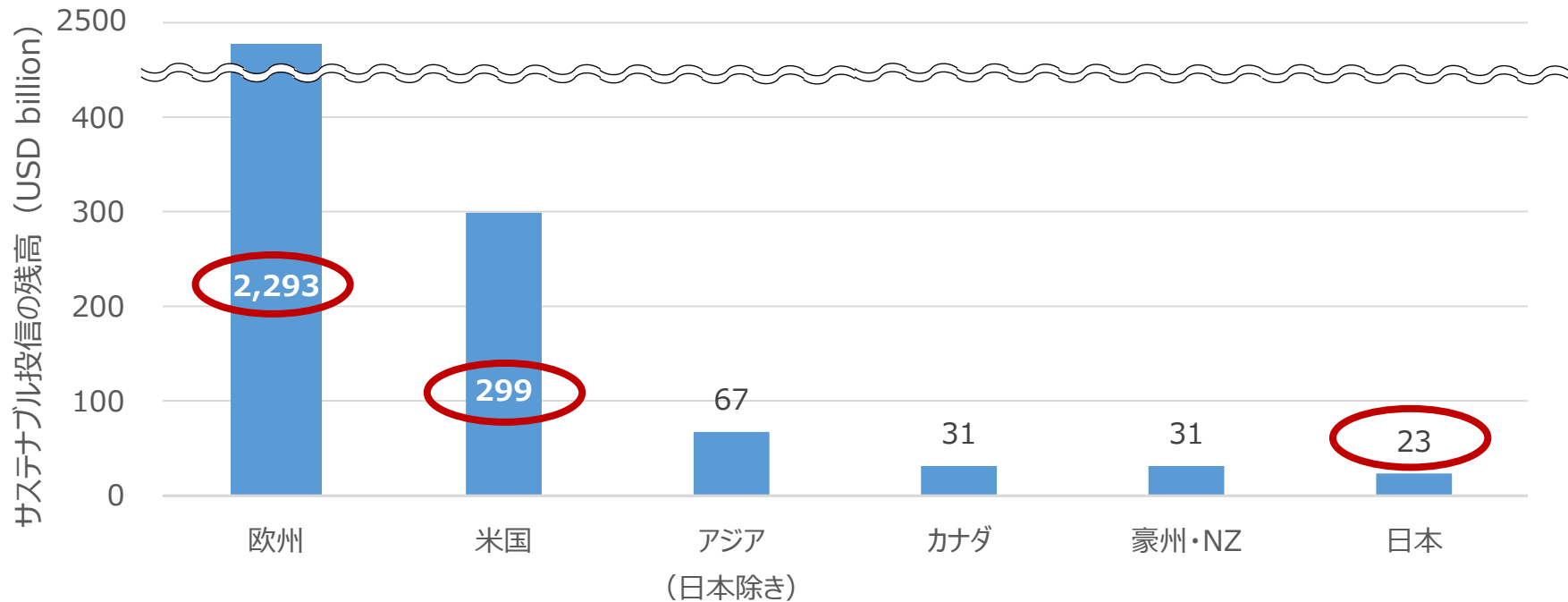
(注) 2023年9月末時点の国内公募投信が対象（償還済ファンドを含む）。運用方針で「ESG・インパクト投資・SDGs・SRI・CSR・環境・企業統治・女性活躍・人材」に着目した運用を行うと明記している公募投資信託を便宜的に「ESG関連ファンド」としている。残高はデータ取得ができた2020年からの数値であり、2022年までは年末、2023年は9月末時点のもの。右図の2023年3Qについては、2023年7～9月のデータ。

(資料) QUICKデータをもとに金融庁作成

サステナブル投信の状況（各国・日本）

- 個人投資家や非適格機関投資家などの幅広い投資家が購入・参加出来る公募型のサステナブル投信（ファンド）の資産残高についてみると、本邦は、約230億ドルとなっている。制度・商品等の様々な背景の違いも想定され単純に比較出来るものではないが、同市場は欧州は約2.3兆ドル程度の規模、米国は約3千億ドル程度の規模と、相応の差異がみられる。

各地域のサステナブル投信の残高（2023年9月末時点残高、単位：10億ドル）



（出所） Morningstar “Global Sustainable Fund Flows: Q3 2023 in Review”
※サステナビリティ、インパクト、ESG等を名称に掲げる又は投資方針の中心とする等のファンド・ETFを同社が集計

欧州（SFDR）

欧州SFDR（Sustainable Finance Disclosure Regulation）では、サステナビリティを考慮する投資商品を以下の3つに区分し、これに応じた開示規制等を課している（23年3月施行）

Article 6 Transparency of the integration of sustainability risks	Financial market participants shall include descriptions of the following in pre-contractual disclosures: (a) the manner in which sustainability risks are integrated into their investment decisions; and (b) the results of the assessment of the likely impacts of sustainability risks on the returns of the financial products they make available.
Article 8 Transparency of the promotion of environmental or social characteristics in pre-contractual disclosures	Where a financial product promotes, among other characteristics, environmental or social characteristics, or a combination of those characteristics , provided that the companies in which the investments are made follow good governance practices...
Article 9 Transparency of sustainable investments in pre-contractual disclosures	1. Where a financial product has sustainable investment as its objective ... 3. Where a financial product has a reduction in carbon emissions as its objective, the information to be disclosed pursuant to Article 6(1) and (3) shall include the objective of low carbon emission exposure in view of achieving the long-term global warming objectives of the Paris Agreement.

加えて、欧州委員会は、23年9月～12月、開示規制として導入されている上記規定と別途、これを補充又は統合する形で、投資戦略等の違いをより端的に示すファンドの区分方法等が考えられないか、市中協議を行っている。

（参考） European Commission, Targeted Consultation Document – Implementation of the SFDR (2023)

Question 4.1.2: If a categorisation system was established, how do you think categories should be designed?

Approach 1 : Splitting categories **in a different way than** according to existing concepts used in **Articles 8 and 9**, for example, focusing on the type of investment strategy of the product (promise of positive contribution to certain sustainability objectives, transition, etc.) based on criteria that do not necessarily relate to those existing concepts

Approach 2 : **Converting Articles 8 and 9 into formal product categories**, and clarifying and adding criteria to underpin the existing concepts of environmental/social characteristics, sustainable investment, do no significant harm, etc

米国SEC（証券監視委員会）は、ファンドの名称に基づく開示等に係る規制(Fund Names Rule)の改正案を22年5月に公表し、その中で、サステナビリティを考慮する投資商品を以下の3つに区分し、これに応じた開示規制等を提起している（最終化未了）

米国

Integration Funds: Funds that [integrate ESG factors alongside non-ESG factors in investment decisions](#) would be required to describe how ESG factors are incorporated into their investment process.
ESG-Focused Funds: Funds for which [ESG factors are a significant or main consideration](#) would be required to provide detailed disclosure, including a standardized ESG strategy overview table.
Impact Funds: A subset of ESG-Focused Funds that [seek to achieve a particular ESG impact](#) would be required to disclose how it measures progress on its objective

英国においても、同様に、サステナビリティに係る投資商品を以下のとおり定義している

英国

Sustainability Focus: invests mainly in assets that [focus on sustainability for people or the planet](#).
Sustainability Improvers: invests mainly in assets that may not be sustainable now, with [an aim to improve their sustainability](#).
Sustainability Impact: invests mainly in solutions to sustainability problems with an aim [to achieve a positive impact for people or the planet](#).
Sustainability Mixed Goals: invests mainly in [a mix of assets](#) that either focus on sustainability, aim to improve their sustainability over time, or aim to achieve a positive impact for people or the planet.

本邦でも、ESG投信（ESGを投資対象選定の主要な要素とし、交付目論見書の「ファンドの目的・特色」にこれを記載しているものと規定）について、ESGに関する情報開示（投資戦略、ポートフォリオ構成等）及び投資信託委託会社の態勢整備を求めている（監督指針を改定：23年3月末適用）。

日本

本監督指針において、**ESG投信**は、以下に該当する公募投資信託とする。
① **ESGを投資対象選定の主要な要素**としており、かつ、
② 交付目論見書の「**ファンドの目的・特色**」に①の内容を記載しているもの

サステナビリティ投資商品の充実に向けたダイアログの概要

- GXの実現など、経済・社会の成長・持続可能性の確保につながる投資を推進していくには、**幅広い投資家に魅力的なGXその他のサステナビリティに関する投資商品を開発し、多様な投資家の市場参加を促していく**ことが重要。
- とりわけ、投資信託等の投資商品の拡充・提供には、商品組成を担う資産運用会社、投資を受ける企業、投資を行う個人・機関投資家など、**幅広い関係者の戦略・選好が相互にフィットしていくことが重要**であり、本邦市場での**GX・サステナビリティ投資商品のあり方について、関係者が「ダイアログ」（対話）を通じ基本的な認識共有を図ることには意義**があると考えられる。

ダイアログの テーマ（一例）

例えば下記のような、**個人投資家に魅力的で、成長・持続可能性の向上に向けて取り組む企業への投資につながる商品組成を促すための論点**について、参加者に自由にご発言をいただき、**課題認識を共有**

- 個人投資家のサステナビリティ投資への関心・投資商品の販売状況
- 個人投資家に伝わり易い投資戦略や商品特性、説明のあり方
- 個人投資家の投資判断に結び付きやすい企業戦略、運用機関と企業の対話のあり方
- 海外における上記の状況とそれを踏まえた示唆

ダイアログ の進め方

- 運用会社、販売会社、企業、評価機関、個人投資家等の関係者との間で議論を行う（議論の継続性を確保するため、**有識者・業界団体は継続参加**し事務局は前回概要を提供）
- 金融庁会議室等で開催。個別商品開発の議論にも及ぶ可能性があるため、**議論は非公開**

スケジュール等

- 本年**12月から来年6月までに計4回程度開催**し、第4回開催後、**投資商品の充実に向けた「メッセージ」を取りまとめ・発信**
- 7月以降は、それまでの議論の状況等を踏まえながら、例えば、機関投資家によるサステナビリティ投資・投資商品に焦点を当てたダイアログの開催や、新NISA導入後の商品提供の状況等を踏まえた議論等を、検討していく

2. 2. ESG評価・データ提供機関に係る行動規範

行動規範に賛同したESG評価機関等

- 23年11月末時点で以下の21機関が「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範」に賛同し賛同文書を公表。
- 同年12月末時点、2024年6月末時点の賛同機関のリストを順次公表する予定。

No	評価機関等名(アルファベット順)	受入れ表明した分野	(参考)ビジネスモデル
1	アスエネ株式会社	評価及びデータ	購買者負担
2	Bloomberg LP	評価のみ	購買者負担
3	CDP Worldwide	評価及びデータ	購買者負担
4	Clarity AI	評価及びデータ	購買者負担
5	DNVビジネス・アシュアランス・ジャパン株式会社	評価のみ	発行者負担
6	ESG Book GmbH	評価及びデータ	購買者負担
7	FTSE Russell	評価及びデータ	購買者負担
8	Intercontinental Exchange, Inc.	評価及びデータ	購買者負担
9	ISS ESG, the sustainable investment arm of ISS.	評価及びデータ	購買者&発行者負担
10	株式会社日本格付研究所	評価のみ	発行者負担
11	みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社	評価のみ	購買者負担
12	ムーディーズ・ジャパン株式会社	評価のみ	購買者&発行者負担
13	MSCI ESG Research LLC	評価のみ	購買者&発行者負担
14	株式会社格付投資情報センター	評価のみ	発行者負担
15	リフィニティブ	評価及びデータ	購買者負担
16	RepRisk	データのみ	購買者負担
17	S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社	評価のみ	発行者負担
18	S&P Global Sustainable1	評価のみ	購買者負担
19	サステナブル・フィッチ	評価のみ	購買者&発行者負担
20	サステナブル・ラボ株式会社	評価及びデータ	購買者負担
21	サスティナリティクス・ジャパン株式会社	評価のみ	購買者&発行者負担

※ビジネスモデルについては、評価機関の提供サイト等から最も近いと思われるものを事務局において記載したものを。

賛同機関の属性

- **ESG評価のみを行う機関だけでなく、データ提供も行う機関も賛同**（各賛同機関が受入れ表明した分野は「評価及びデータ」9社、「評価のみ」11社、「データのみ」1社）。
- ビジネスモデルについては、**購買者負担モデル・発行者負担モデルを問わず、幅広い機関が賛同**（賛同機関のうち、購買者負担のみが12社、発行者負担のみが4社、両方が5社と想定される）。
- 行動規範は原則主義及び「コンプライ・オア・エクスプレイン」手法を採用しており、ESG評価・データ提供機関、購買者・発行者負担を問わず賛同しうるもの。引き続き**幅広い機関の賛同が期待**される。

賛同文書の内容

- 賛同文書の記載内容については**各機関によって様々であり**、今後引き続き精査していく必要があるが、例えば、自社の特性・実態等に即した具体的な記載を行っている機関もある一方、原則レベルの記載にとどまる機関、行動規範の個別項目との対応関係が必ずしも明らかでない機関もあった。
- 遵守状況（comply）について具体的に示している機関ほど、遵守できない部分についての理由説明（explain）も自社の特性・実態も踏まえた具体的なものとなっている傾向がみられた。他方で、遵守状況について概括的記載である場合、遵守できない部分の理由説明も概括的・あいまいとなる傾向がみられた。
- 各機関においては、具体的な記載を行っている他の機関の記載も参考にするなどして、**より具体的な記載ができないかを不断に検討していくことが期待**される。**投資家・企業においても、具体性を欠く機関に対しては具体化を働きかける**ことが考えられる。

→**金融庁としても、来年6月末時点のデータ提供機関を含む賛同状況の取りまとめや、同時期におけるESG評価機関も含む開示状況、諸外国の検討状況等も踏まえ、市場の機能発揮の観点から必要な対応がないか検討していく。**

UK行動規範 (Code of Conduct for ESG Ratings and Data Product Providers)

- 2023年12月14日、International Capital Market Association及びInternational Regulatory Strategy Group (※1) は、両者が事務局を務めるESG Data and Ratings Working Group (※2) が開発した行動規範の最終版を公表。
- IOSCO報告書を踏まえ、適切なガバナンス、品質確保、利益相反管理、透明性、守秘義務、エンゲージメントに関する6原則を定めた任意規範となっている。ESG評価機関とデータ提供機関が対象で、発行者負担モデルも含まれる。
 - (※1) 英国の金融・専門サービスの業界団体とロンドンシティによる共同グループ。
 - (※2) 同Working Groupには、英Financial Conduct Authority等のほか、日本の金融庁もオブザーバー参加。

シンガポール行動規範 (Code of Conduct for Providers of ESG Rating and Data Products)

- 2023年12月6日にMonetary Authority of Singapore (MAS)が公表。IOSCO報告書を踏まえ、透明性、ガバナンス、利益相反等について定めている。遵守状況のチェックリストを公表することを求めている。
 - (※) **香港**でも業界主導のWorking Groupを設置し、IOSCOを踏まえた任意の行動規範策定に向けて検討中。

EU規則 (Regulation on the Transparency and Integrity of ESG Rating Activities)案

- 2023年6月13日に欧州委員会が規則案を公表。欧州域内でESGレーティングを提供する業者について、コンサルティング、信用格付の発行・販売、ベンチマークの開発、投資活動、監査等の他の事業活動からの分離など、厳格な独立性を求める案となっている。現在、欧州議会とEU理事会で審議中であり、今後内容の修正がありうる。
- 指令 (Directive) でなく規則 (Regulation) の形をとっており、発効すればEU全域でそのまま適用される。

2. 3. 情報・データ基盤整備

データ集約・活用の取組み①グローバル

- 脱炭素への移行の状況に関心が高まる中で、排出量等の脱炭素に係るデータについて透明性・比較可能性を向上させていく必要が国際的に指摘されている。
- 例えば、2022年6月には仏マクロン大統領とブルームバーグ国連特使がClimate Data Steering Committee(CDSC)を設立し、排出量データ等を提供するプラットフォーム「Net-Zero Data Public Utility(NZDPU)」の構築が進められている（2023年12月にはパイロット版を公表）。
- Scope3を含む様々なデータの質の確保等については今後の課題とされている。

NZDPU COMPANIES DATA EXPLORER RESOURCES ▾ ABOUT ▾

LOG IN/REGISTER

Data Explorer

Company Name	Reporting Year	Data Model	SICS Sector	Jurisdiction	Total Scope 3 GHG emissions
Ajinomoto Co., Inc.	2022	NZDPU Core	Food & Beverage	Japan	10,947,843.000 tCO _{2e}
Ajinomoto Co., Inc.	2021	NZDPU Core	Food & Beverage	Japan	11,787,705.000 tCO _{2e}
Asahi Group Holdings, Ltd.	2021	NZDPU Core	Food & Beverage	Japan	6,932,559.000 tCO _{2e}
ASICS Corporation	2021	NZDPU Core	Consumer Goods	Japan	684,314.000 tCO _{2e}
FAST RETAILING Co., Ltd.	2021	NZDPU Core	Consumer Goods	Japan	5,186,250.000 tCO _{2e}
Hitachi, Ltd.	2022	NZDPU Core	Resource Transformation	Japan	134,263,372.000 tCO _{2e}
Hitachi, Ltd.	2021	NZDPU Core	Resource Transformation	Japan	69,085,000.000 tCO _{2e}
Kao Corporation	2021	NZDPU Core	Consumer Goods	Japan	11,210,000.000 tCO _{2e}
Kirin Holdings Company,	2021	NZDPU Core	Food & Beverage	Japan	3,688,961.000 tCO _{2e}

データ集約・活用の取組み②国内

- 企業や金融機関のサステナビリティへの取組みに対する関心が高まる中、我が国においても、排出量データ等を含むサステナビリティデータの集約・活用を様々な主体が推進している。
- 例えば日本取引所グループにおいてはサステナビリティデータのさらなる活用に向けて、公募ESG債を一覧化した「ESG債情報プラットフォーム」（2022年7月）や、各上場会社のESG関連情報を一元的にまとめた「JPX ESG Link」（2023年11月）を公開している。

ESG債情報プラットフォーム

ISINコード/ ISIN	条件決定日/ Pricing date	発行体/ Issuer	債券名称/ Bond name	発行額/ Issuance amount	年利/ Term	募集形態/ Offering format	ESG債区分/ Bond label	評価機関/ External reviewer
JP361980APC4	2023/12/01	東洋紡	東洋紡株式会社第45回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（サステナビリティ・リンク・ボンド）	10,000百万円	5.0年	公募（ホールセール）	SLB	JCR
JP364880APC3	2023/12/01	名古屋銀行	株式会社名古屋銀行第5回期間前償還条項付無担保社債（実質破綻時免除特約及び劣後特約付）（グリーンボンド）	10,000百万円	10.0年	公募（ホールセール）	Green	Sustainalytics
JP388565APC2	2023/12/01	水資源機構	第21回水資源債券（サステナビリティボンド）	10,000百万円	3.0年	公募（ホールセール）	Sustainability	R&I
JP2050001PC5	2023/11/22	秋田県	秋田県令和5年度第2回公募公債（グリーンボンド）	7,000百万円	4.8年	公募（ホールセール）	Green	JCR
JP316572APB7	2023/11/22	NTTファイナンス	NTTファイナンス株式会社第27回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）	30,000百万円	2.8年	公募（ホールセール）	Green	Sustainalytics
JP316572BPB5	2023/11/22	NTTファイナンス	NTTファイナンス株式会社第28回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）	90,000百万円	4.8年	公募（ホールセール）	Green	Sustainalytics
JP316572CPB3	2023/11/22	NTTファイナンス	NTTファイナンス株式会社第29回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）	10,000百万円	6.8年	公募（ホールセール）	Green	Sustainalytics
JP316572DPB1	2023/11/22	NTTファイナンス	NTTファイナンス株式会社第30回無担保社債	90,000百万円	0.8年	公募（ホールセール）	Green	Sustainalytics

<https://www.jpj-esg.jp/>

JPX ESG Link

開示日	企業名	証券コード	市場区分	表題	分類
2023/12/11	百十四銀	83860	プライム	サカヅキ株式会社様の「SDGx宣言」策定を支援しました！（1,443KB）	SDG 策定
2023/12/11	日東工	66510	プライム	コーポレートガバナンスに関する報告書	コーポレートガバナンス
2023/12/11	ニッパ	79860	プライム	「サステナビリティWebページ」リニューアルのお知らせ	リニューアル サステナビリティ
2023/12/11	ドリームベッド	77910	スタンダード	コーポレートガバナンスに関する報告書 2023/12/11	コーポレートガバナンス
2023/12/11	東互新	95310	プライム	稲城市におけるカーボンニュートラルの推進および防災力の高いまちづくりに向けた包括連携協定の締結...	取組 カーボン
2023/12/11	京阪HD	90450	プライム	【京阪ホールディングス株】BIOSYLE経営」の推進に向け、第2回サステナビリティボンド...	発行 サステナビリティ
2023/12/11	J A C	21240	プライム	コーポレートガバナンスに関する報告書 2023/12/11	コーポレートガバナンス
2023/12/11	不動産トラ	18130	プライム	環境負荷を大きく低減する地盤改良工法「リソイルPro工法」を開発	新 環境 開発
2023/12/11	産研製	63610	プライム	「産研のものづくり」研究・開発（ものづくりこづくり）サイトを公開	研究 開発
2023/12/11	ニフック	65940	プライム	当社子会社による真鍮環境対応の液晶基板搬送ロボットの開発について（ニフックインスプレメンツ）	開発 子会社 環境
2023/12/11	G - カルナビオ	45720	グロース	アメリカ血液学会（ASH）年次総会でのBTK阻害剤AS-1763に関するポスター発表（非臨床研...	研究 発表
2023/12/11	山崎コンサル	47920	プライム	ペトナムの再生可能エネルギー及び水質ヘルツ市場	エネルギー 再生
2023/12/11	七十七銀	83410	プライム	SDG x 支援サービスにおける「SDG x 宣言書」の策定支援について	SDG サービス 策定
2023/12/11	G - G A T E C H	34910	グロース	2023年10月期 通期 FACTBOOK	ファクトブック
2023/12/11	S B I	84730	プライム	【ウェブ開催】12/14(木)11:00～「非化石証書・REC活用の詳細解説～CO2...」	協業 再生 CO2 開催 導入 実 代表取締役
2023/12/11	G - プロダイト	55800	グロース	「電話のDX」を推進するプロダイトが電話環境の課題を解決、クラウドエンタープライズへの導入...	環境 DX 導入

<https://jpx.esgdata.jp/app>

排出量データのXBRL形式化

- 2023年1月に改正された開示府令^{※1}では、有価証券報告書等に「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載欄を新設。排出量について、各企業の業態や経営環境等を踏まえた重要性の判断を前提としつつ、いわゆるScope 1・Scope 2 排出量については、積極的に開示を行うことが期待されるものとしている。
- また、EDINET^{※2}のタクソミを更新し、Scope 1～3の排出量データがXBRL形式で提出できるようタクソミが追加された（2023年12月11日公表）。
- 今後も、投資家の意思決定に有用かつ国際的な整合性のある開示を目指し、現在開発中のサステナビリティ会計基準と足並みをそろえた、継続的な検討が求められる。

EDINETタクソミで新設されたGHG排出量に関する項目(2024年度版EDINETタクソミを一部抜粋)^{※3}

要素名	日本語冗長ラベル
Scope1And2GreenhouseGasEmissionsLineItems	スコープ1及び2の温室効果ガス総排出量 [表示項目]
GrossScope1GreenhouseGasEmissionsScope1And2GreenhouseGasEmissions	スコープ1の温室効果ガス総排出量、スコープ1及び2の温室効果ガス総排出量
GrossScope2GreenhouseGasEmissionsScope1And2GreenhouseGasEmissions	スコープ2の温室効果ガス総排出量、スコープ1及び2の温室効果ガス総排出量
GrossScope1And2GreenhouseGasEmissionsScope1And2GreenhouseGasEmissions	スコープ1及び2の温室効果ガス総排出量、スコープ1及び2の温室効果ガス総排出量
GrossScope3GreenhouseGasEmissions	スコープ3の温室効果ガス総排出量

※1 「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正（令和5年1月31日）

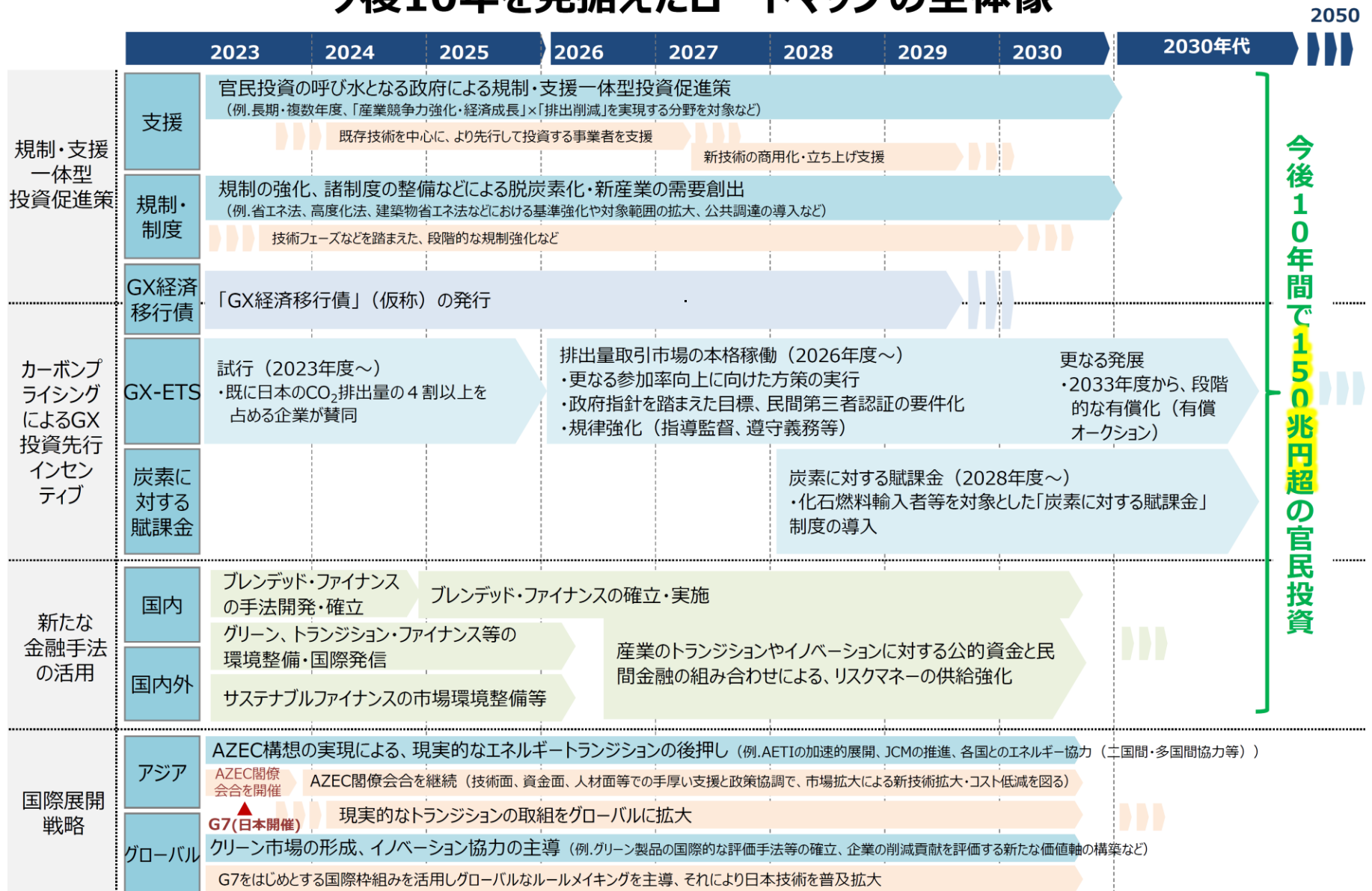
※2 金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム

※3 2024年版EDINETタクソミ <https://www.fsa.go.jp/search/20231211.html>

2. 4. カーボンプレジット市場

【参考】GX 実現に向けた基本方針（10年ロードマップ）

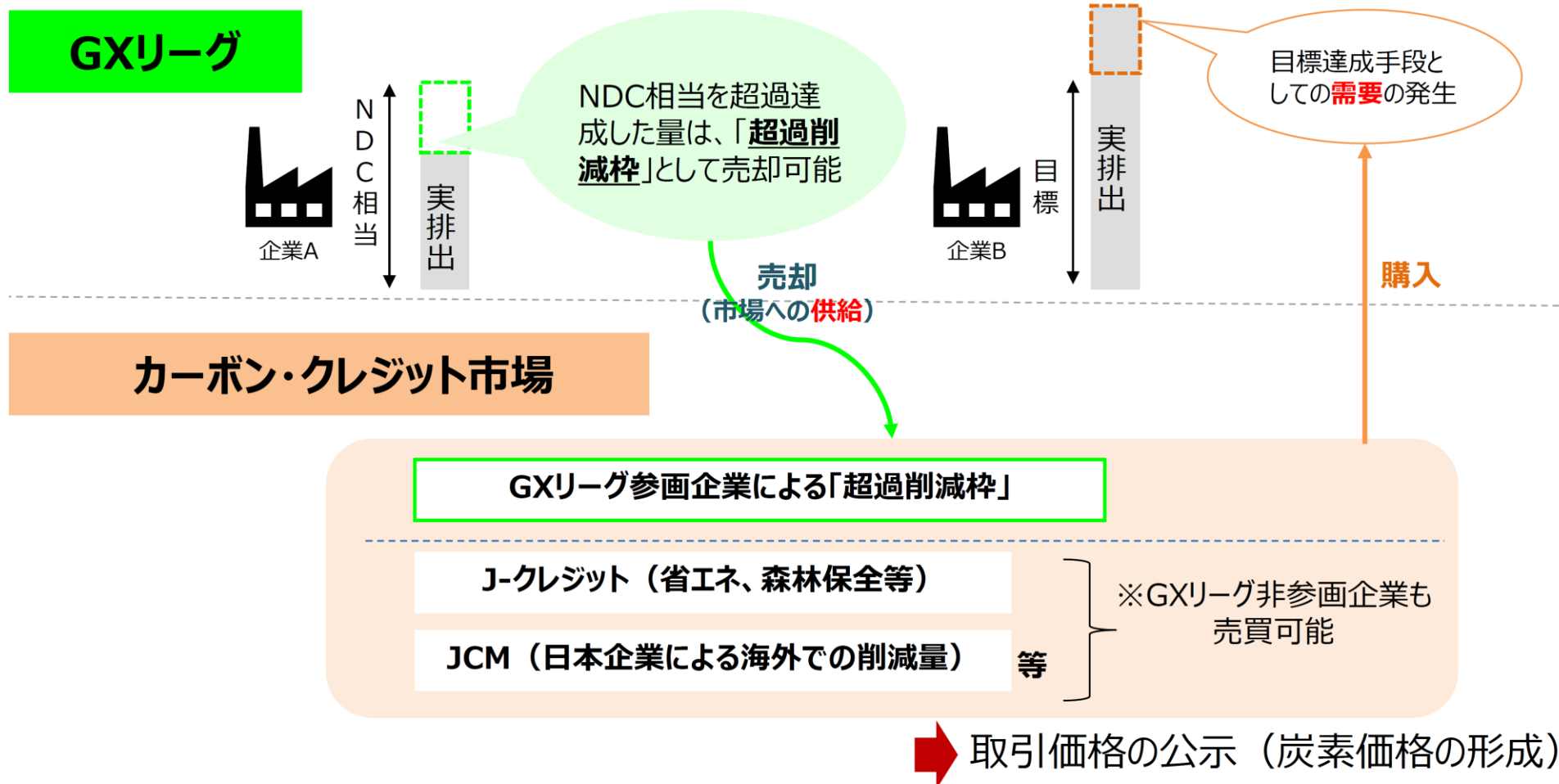
今後10年を見据えたロードマップの全体像



今後10年間で150兆円超の官民投資

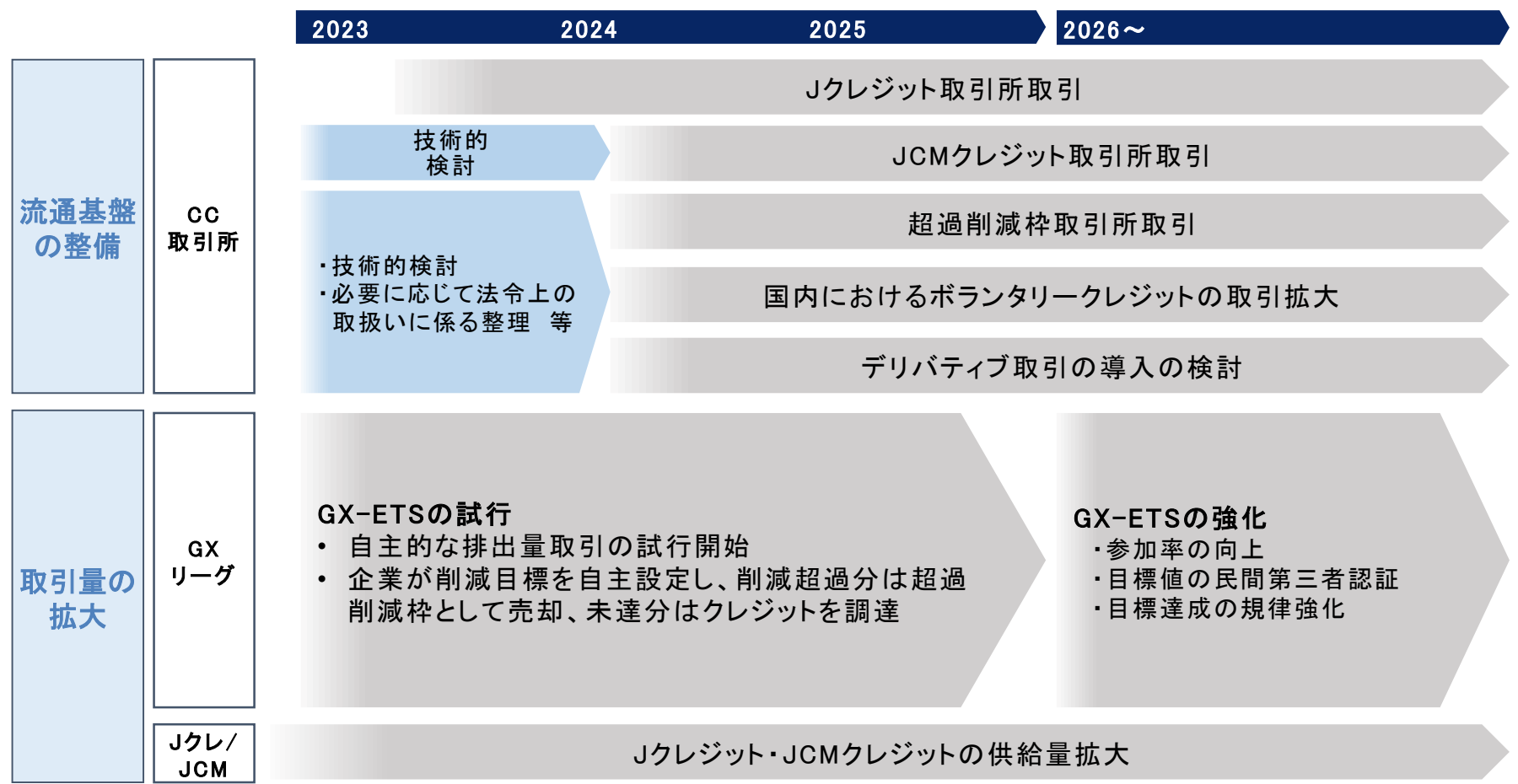
【参考】GXリーグ（排出量取引）とカーボン・クレジット市場の関係

- GXリーグでは、2023年度以降、排出量取引を試行的に開始。国の2030年度46%削減等の目標（NDC）相当の削減を実現した場合に「**超過削減枠**」が発生。
- **カーボン・クレジット市場**は、この「**超過削減枠**」に加え、J-クレジット等を取引する場。（削減目標を実現しなかった場合、企業はカーボン・クレジット市場から調達。）



カーボンプレジット市場の現状と先行き

- カーボンプレジット（CC）の国内取引は、これまで取引所を介さない相対取引で行われてきたが、2023年10月に東証がCC取引所を開設し、Jクレジットについては市場取引が可能となっている。
- 今後は、GXリーグにおける排出量取引制度、省エネや森林保全由来のJクレジットなど、供給量の増加に伴い、市場取引の拡大も見込まれる。



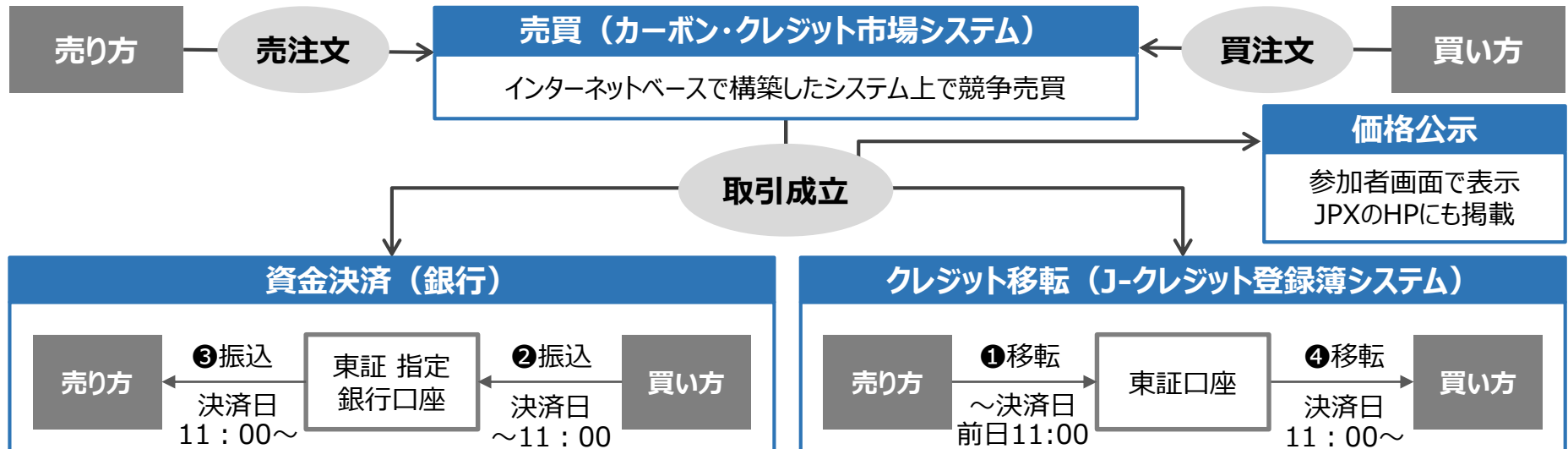
カーボンクレジット市場の概要

- 10月11日の市場開設以降、初日の売買高が3,689t-CO₂、11月30日までに計34,665t-CO₂の売買が成立。

＜制度の概要＞

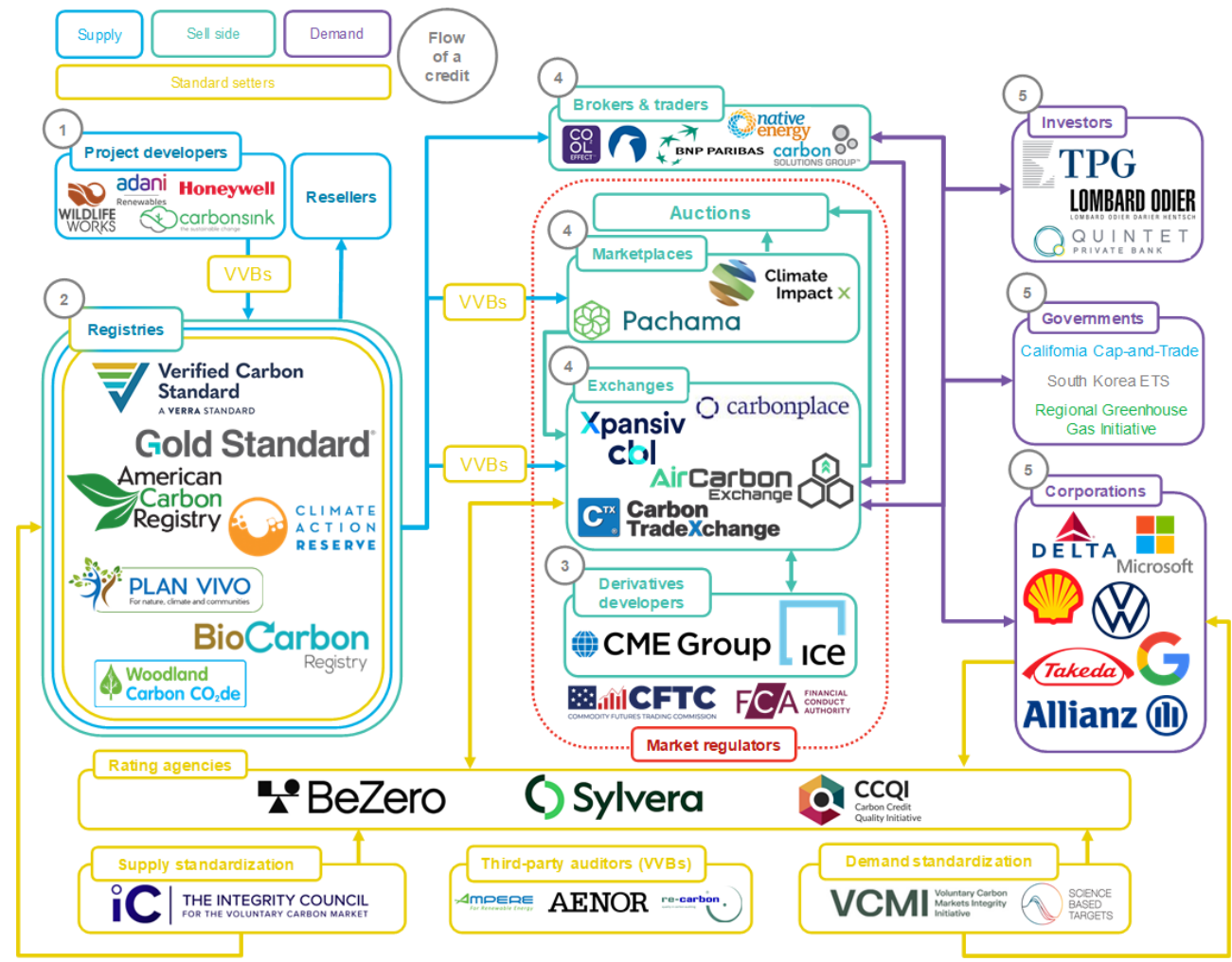
項目	概要
売買の対象	J-クレジット
市場参加者	法人、政府、地方公共団体又は任意団体（個人は不可）
売買の方法	午前1回（11：30） / 午後1回（15：00）の節立会
注文受付時間	9：00-11：29 / 12：30-14：59
売買の区分	省エネ、再エネ（電力）、再エネ（熱）、森林など6種類+旧制度関係の8種類
売買単位・呼値の単位	1t-CO ₂ ・1円（注文は指値注文のみ）
制限値幅	基準値段の上下90%
決済日	約定成立日から起算して6営業日（T+5）
決済方法	代金（買い方）及びクレジット（売り方）の授受

＜売買・決済のスキーム＞



カーボンプレジットに関する海外の動向①

- 民間主導のボランタリーカーボンプレジット（VCC）は世界的に多種多様な商品・発行主体が存在。取引プラットフォーム・登録簿・評価機関等の取引インフラも複数存在。
- VCCの信頼性については、民間主導の国際団体であるICVCM（Integrity Council for Voluntary Carbon Markets）が基本原則（Core Carbon Principles）を公表し、ガバナンス、透明性、二重計算の回避、第三者検証等の10原則を提案するなど、国際的な議論が進捗している。



出所: Bloomberg NEF

カーボンクレジットに関する海外の動向②

- 海外の主なVCCの取引プラットフォームの動向は以下のとおり。

運営主体	本拠地	近時の動き
Xpansiv	米国	カーボンクレジットの取引所であるCBL Marketを運営。 2022年に取引されたクレジットの価値は7.95億米ドル超、取引量は合計1.16.億t-CO ₂ 。取引規模は現物のカーボンクレジット取引所としては世界最大で、世界シェアは40%を占める。
CME Group	米国	上記CBL Marketにおける所定のクレジットを原資産とする先物取引市場を立ち上げ。
London Stock Exchange (LSE)	英国	2022年10月より、株式市場参加者へのVoluntary Carbon Market指定付与を開始。
AirCarbon Exchange (ACX)	シンガポール	トークン化されたカーボンクレジット（AirCarbon Token）の取引所をシンガポールとアブダビで運営。
Climate Impact X (CIX)	シンガポール	DBS Bank、シンガポール証券取引所、Standard Chartered及びTemasekが共同して設立。 2023年6月にカーボンクレジットの取引プラットフォームであるCIX Exchangeを立ち上げ。
Carbonplace	英国	銀行間のカーボンクレジット取引ネットワークとして立ち上げ。CIXとも協働。

出所：各社ウェブサイトの情報を基に事務局が作成。

2. 5. インパクト投資

インパクトコンソーシアムの設立

- インパクト実現を図る多様な取組みを支援し、インパクトの創出を図る投融資を有力な手法・市場として確立し、事業を推進していく観点から、幅広い関係者が協働・対話を行う場として、「インパクトコンソーシアム」を設立。
- 11月28日に開始した設立発起会合には、発起人、関連団体、関係省庁（内閣官房・金融庁・経済産業省・環境省）が参集したほか、オンライン配信では約280名の方が発起会合の様態を視聴した。

設立発起会合の様態について

開催日時：令和5年11月28日（火）13時～14時

場所：大手町フィナンシャルシティ

次第

1. 開会挨拶
2. 設立発起表明
3. 概要説明
4. 祝辞
5. 発起人・発起人代理挨拶
6. 海外からのメッセージ
7. Closing Remarks
8. 閉会挨拶



発起人等による写真撮影の様子



神田内閣府大臣政務官
による挨拶



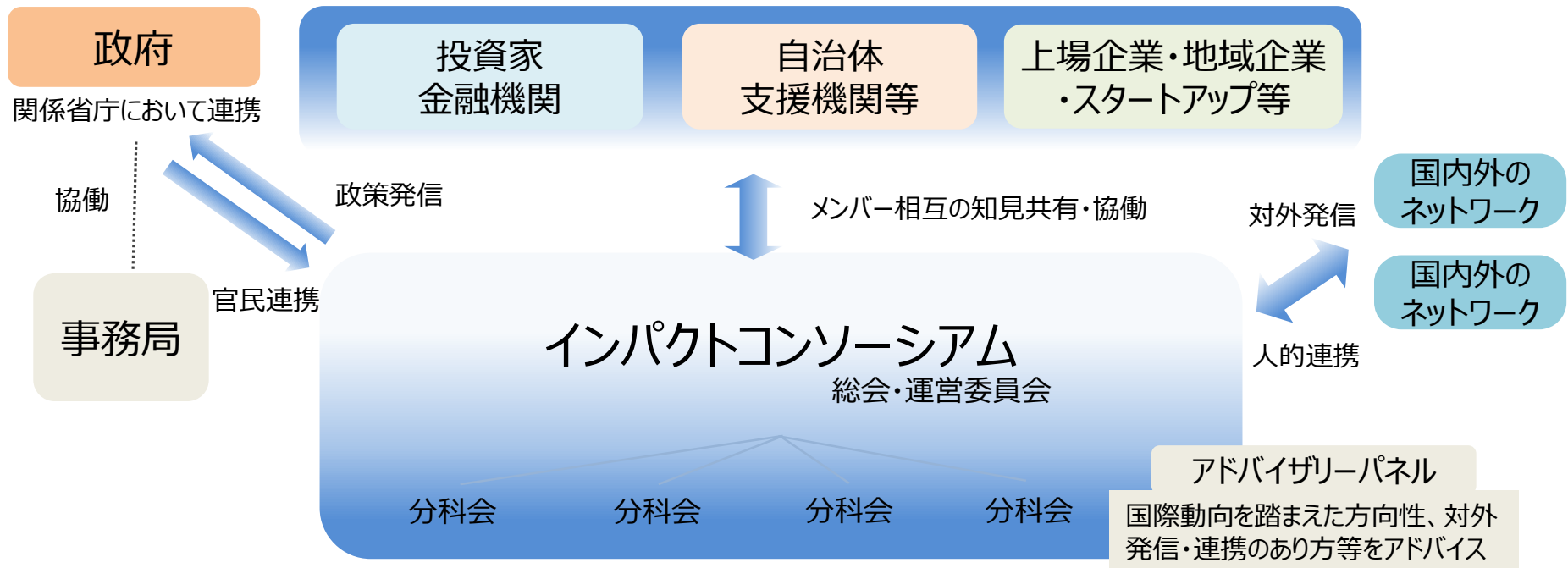
水口高崎経済大学学長
による設立発起表明



渋澤GSG国内諮問委員長
による挨拶

インパクトコンソーシアムについて

- 気候変動や少子高齢化等の環境・社会課題の重要性が増す中で、**課題解決を図る事業等への支援は喫緊の課題**となっている。特に、**環境・社会的効果（「インパクト」）の創出を、経済・社会の成長・持続可能性に結び付ける好循環の実現が重要**であり、産官学金等による幅広い連携が期待される。
- このため、**インパクト実現を図る経済・金融の多様な取組みを支援し、インパクトの創出を図る投融資を有力な手法・市場として確立し、事業を推進**していく観点から、**投資家・金融機関、企業、自治体等の幅広い関係者がフラットに議論し、国内外のネットワークとの協働・対話を図る場**として、「**インパクトコンソーシアム**」を設置する。
- 運営については、官民連携の場として政府から支援を行いつつ、**参加者の自主的な課題設定・議論**を旨とし、**投資指標や事例、対話・支援手法等の産金間の実践上の知見・課題の収集・発信**を中心としつつ、インパクト実現の取組支援につながる幅広い事項に係る議論を行う。また、必要に応じ、政策発信を含む**対外メッセージの発信**等を検討していく。



① データ・指標分科会

国内外の先行研究等と連携しながら、事例の共有・分析等を行い、中長期的な課題解決・事業性実現等に有効なインパクト指標の設定のあり方、投資実施時のデータの収集・推計方法、社会課題を示すマクロデータのあり方など、データ・指標の項目と着眼点、収集方法等について、議論を行う。中期的には、国際団体等と連携した投資実践に活用できるデータ等の整備を目指す。また、インパクト加重会計の取組みとの連携等を検討していく。

② 市場調査・形成分科会

日本のインパクト投資市場の概況を整理し、国際比較や本邦投資家・企業等の特徴も踏まえつつ、裾野拡大を図るべき市場やこのための課題等について議論する。例えば、上場前の又は上場を目指さない企業のインパクト評価、セカンダリー・上場等の出口、多角的な事業を営む上場企業へのインパクト評価、長期投資のあり方等について順次議論を行う。その上で、それぞれの市場に適した・典型的な投資手法や類型等を他のネットワークと連携・橋渡しをしつつ議論・集約・発信していくことを目指す。

③ 地域・実践分科会

地域において社会・環境課題への対応を通じた事業の展開・革新等に取り組む企業を念頭に、事業性の理解・評価に際してインパクトを考慮する手法、企業特性に合わせた出資・融資・ベンチャーデット等を含むファイナンスのあり方、支援手法等について、事例共有・ケーススタディ等を通じ議論を行う。中期的には、特に地域を念頭に、インパクトを踏まえた事業性の理解と支援の実践的手法等を議論・集約・発信していくことを目指す。

④ 官民連携促進分科会

社会課題が多様化する中で、国や自治体等の行政組織が民間事業者と連携しその課題解決にあたる必要性が増しているところ、特にインパクトスタートアップと連携した社会課題解決の促進について議論する。具体的には、両者のマッチングの場の提供とマッチング後の連携を深めるための座組の検討、事例創出等を目指す。

【発起人】

- | | |
|--|--|
| <p>(有識者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水口 剛 高崎経済大学 学長 ・ 渋澤 健 GSG国内諮問委員会 委員長 <p>(企業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 十倉 雅和 一般社団法人日本経済団体連合会 会長 ・ 新浪 剛史 公益社団法人経済同友会 代表幹事 ・ 小林 健 日本商工会議所 会頭 ・ 米良 はるか 一般社団法人インパクトスタートアップ協会 代表理事 | <p>(投資家・金融機関)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加藤 勝彦 一般社団法人全国銀行協会 会長 ・ 清水 博 一般社団法人生命保険協会 代表理事会長 ・ 森田 敏夫 日本証券業協会 会長 ・ 田島 聡一 一般社団法人日本ベンチャーキャピタル協会 会長 <p>(自治体)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高島 宗一郎 スタートアップ都市推進協議会 会長 |
|--|--|

【コンソーシアム会長・副会長（候補）】

会長

- ・ 水口 剛 高崎経済大学 学長

副会長

- ・ 渋澤 健 GSG国内諮問委員会 委員長
- ・ 長谷川 知子 一般社団法人日本経済団体連合会 常務理事
- ・ 河本 哲志 一般社団法人全国銀行協会 企画委員長

【運営委員】

- ・ 有識者
- ・ 企業
- ・ 民間金融機関
- ・ 政府系金融機関
- ・ 地方公共団体・地域の関係者 など

【アドバイザーパネル】

- ・ インパクト投資等を推進する国内外の連携諸団体・有識者等から、国際動向も踏まえた大まかな議論の方向性、議論の成果に係る対外的な発信のあり方等につき、アドバイス